

報告

総長選任問題に関する判決の解説

本社本庁代理人弁護士 小川尚史

はじめに

芦原高穂理事により、自らが代表役員総長の地位にあることの確認を求め訴訟が提起されて...

本判決では、単に芦原理事が総長の地位にないと判断するだけでなく、代表役員総長を実質的に決定するのは役員会であり、統理による指名といふ行為も実質的には役員会の判断で行はれることを予定してあるといふ重要な判断がなされております。

本稿では、本判決の内容、意義、総長選任問題に与へる影響及び今後の見通し等の事項をご説明いたします。

Table with 3 columns: Date, Event, and Description. It details the timeline of the lawsuit from May 28 to December 27, including court decisions and settlements.

■事実経過

総長選任問題に関する事実経過を整理すると左表のとおりです。

■本判決の結論

本判決は、芦原理事は本社本庁の代表役員総長の地位にないと明

確に判断しました。

芦原理事が総長の地位にあるといふ芦原理事らの主張が誤ったものであることが明らかになりました。

■総長選任条項の趣旨に関する主張

『月刊若木』（令和四年十月号）において「総長選任問題に関する経緯について」と題して説明されて...

- ①（統理の意見がどうであれ）役員会の多数意見によって選ばれる
②（役員会の多数意見がどうであれ）統理の意見によって選ばれる
③役員会と統理の意見が一致した場合に選ばれる

芦原理事は右記②を主張し、本社本庁は右記③を主張してまいりました。

これに対して本判決は、芦原理

事の主張する右記②は採用できないと明確に判断しました。本判決は、役員会が総長を実質的に決定する、統理による指名といふ行為も実質的には役員会の判断で行はれると判断し、右記③といふよりも、むしろ右記①が正しいとも評価しうる判断を行いました。

■総長選任に関する本判決の判断

本判決では総長選任に関して左記のとおり判断されております。

(イ)「本件条項を含め、被告の庁規及びこれに基づいて定められる規程等における「議を経て」という文言は、「議決を経て」という文言と同趣旨であり、議決により決定するといふ意味であると解するのが相当である」(十七頁)

(ロ)「本件条項については、統理の「指名」という行為についても、現行庁規四十条五項に基づき役員会が責任を負うことにな

れる」(十八頁)

(ハ)「本件条項は、総長の選任に関し、統理による総長の指名という行為が必要であることを定めつつ、統理による当該指名について責任を負う役員会が総長を実質的に決定することを予定しており、その決定のための手続として、会議体である役員会の議決を経ることを予定している(すなわち、役員会の議決に基づいて統理が指名することが総長選任の効力発生要件となる旨を定めている)と解するのが相当である」(十九頁)

(ニ)「本件条項は、総長の選任に関し、役員会が議決により次期総長を決定し、それに基づいて統理が当該次期総長を指名することが必要である旨を定めていると解するのが相当であり」(二十二頁)

上記(イ)のとおり、総長選任条項の「議を経て」とは、役員会の議決により決定するといふ意味であり、役員会の議決がなければ総長に選任されることはない

断されました。役員会の議論が行はれておればよいといふ芦原理事の主張は斥けられております。

しかし、これらの判断の中で最も重要なのは、「役員会が総長を実質的に決定する」(ハ)、「統理は役員会の判断で行われる」(ロ)といふ部分です。

総長選任条項の解釈として、誰を総長とするかを決定する権限はいづれにあるのかといふ点が議論となつておりましたが、本判決は、上記(ハ)のとおり、総長を実質的に決定するのは役員会であると判断してあります。芦原理事らは、総長の決定権は統理にあると主張してはいましたが、そのやうな主張は誤りといふことになりました。

また、総長選任条項では総長選任には統理による指名が必要とされておりますが、本判決ではその指名について上記(ロ)のとおり、「実質的には役員会の判断で行われる」と述べられ、統理が特定の理事を指名したり指名しないことを自ら判断することは予定されておらず、役員会の判断に従って指名を行ふことが求められておるとされております。言ひ換へれば、役員会の判断に従った指名を行はな

いこと(すなわち、役員会の判断とは別の理事を指名したり、役員会の判断した理事を指名しないこと)は予定されておらないこととなります。

本判決は、このやうな判断の理由として、庁規四十条五項において、統理のすべての行為の責任は役員会が負ふと規定されておることを指摘してあります(上記(ロ))。責任を負はない以上は実質的な判断権限も存在しない、といふ判断であると考へられます。

■本判決の意義

本判決の第一の意義は、代表役員総長の選任には役員会の議決が必要であり、役員会の議決を得ておらない芦原理事は代表役員総長の地位にないと判断されたことにあります。

しかし、本判決の最大の意義は、総長を実質的に決定するのは役員会であり、統理の指名といふ行為も実質的には役員会の判断で行はれることを予定してあると判断されたことにあります。統理による指名といふ行為は、統理自身の判断によって行はれるべきものでなく、役員会の判断に基づいて行はれる形式的行為にすぎないといふ

ことになりません。  
このやうに総長選任に関する役員会と統理の権限の関係について明確な司法判断が示されたことにより、総長選任をめぐる混乱の状況は解決に向けて大きく前進するものと考へられます。

■芦原理事らの行為の評価

本判決によれば、統理の指名のみによって代表役員総長に就任したとの芦原理事の主張は完全な誤りといふことになりません。芦原理事は鷹司統理の新総長指名書を受けたことから変更登記申請を行ったと主張してありますが、役員会の判断に反する統理による指名に効力はありません。

これにより、自らが代表役員総長に就任したとしてなされた変更登記申請には合理的根拠がないことが明らかにされました。芦原理事も役員会の判断に基づいて総長が選任されてきた過去の総長選任手続に参与し、それを認識してゐたのであり、総長選任条項の趣旨について慎重な検討を行へば、自らの主張に合理性がないことは容易に認識することができたはず

です。  
神社本庁に伝えることもなく根

拠のない変更登記申請が行はれ、神社本庁はもとより斯界には多大な混乱が生じることとなりました。芦原理事は、神社本庁のためではなく、自らのために強引に既成事実の作出を狙つたものと考へざるを得ず、神社本庁理事の行為として重大な問題がありますし、理事としての義務違反と評価される可能性もあります。このやうに恣意的・不透明・不公正な変更登記申請を行った芦原理事に代表役員総長としての適格性が認められ

るでせうか。  
また、芦原理事による不当な変更登記申請に加担・助力した役員にも重大な責任があると言はざるを得ません。芦原理事による変更登記申請に際して東京法務局に提出された書類には、神社本庁の正式な手続を経て作成されたものではない役員会議事録が含まれて

おりました。当該議事録は、芦原理事のほか、西高辻信良理事及び鷹司統理の名義で作成されたものでした。  
■統理の権威の利用  
統理は神社本庁における権威の象徴であり、具体的な権限を行使することは予定されておられません。

だからこそ、庁規(四十条五項)においても、統理のすべての行為は、総長の補佐を得て行はれ、その責任は役員会が負ふと定められておられます。  
本判決も、総長の指名に関して、庁規四十条五項に基づき役員会が責任を負ふこととなる以上、その前提として、当該行為が実質的には役員会の判断で行はれることを予定してゐると述べてをり、統理による具体的な権限行使は予定されておないと理解してゐるものと考へられます。

それにもかかはらず、本件選任条項に関する誤った解釈に依拠し、統理をして、役員会の判断に反して芦原理事を指名させ、さらに変更登記申請の手続にも関与させることは、統理の権威を利用する行為であり、重大な問題があります。  
■総長選任問題に与へる影響と今後の見通し  
本判決の判断を前提とすると、令和四年六月二十三日の臨時役員会において、役員会の多数が田中総長の再任に賛成してその旨の判断(議決)がなされてゐる以上、実質的に新たな総長は既に田中総

長に決定されてをり、役員会の判断に基づいて鷹司統理は田中総長を指名しなければならぬにもかかはらず、指名がなされておない状況にあることになりません。  
令和四年六月二十三日の臨時役員会では、田中総長を総長に指名するやう鷹司統理に要請する旨の議決も行はれましたが、鷹司統理は田中総長の指名を行ひませんでした。しかし、本判決により本件選任条項の趣旨に関する明確な司法判断がなされた以上、鷹司統理におかれては、司法判断に従つて、役員会の判断に基づいた総長指名を行はれるものと考へられます。

これにより、総長選任問題は解決に至ることが見込まれます。  
■判決内容の全文  
判決内容の詳細は、神社本庁公式ウェブサイトの「お知らせ」に掲載された判決全文をご確認ください。

さい。  
(総務課)

通知

芦原理事による代表役員の地位確認請求訴訟判決について

(総務第九〇号・令和四年十二月二十六日付)  
神社本庁総務部長・神宮大宮司  
都道府県神社庁長・理事・監事・評議員宛

標記の件、去る十二月二十二日、東京地方裁判所は、芦原理事が、自らが代表役員総長の地位にあることの確認を求めて提訴した「代表役員の地位確認請求事件」について、原告(芦原高穂)の請求を棄却し、被告(神社本庁)の代表役員の地位にはないとの判決を言い渡しましたので、御報告します。

この訴訟では、庁規十二条二項の「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」(いはゆる「総長選任条項」)の解釈が争点となつてをりましたが、当該判決では左の通り明確に判示されました。

一、「本件条項については、統理の「指名」という行為についても、現行庁規四十条五項に基づき役員会が責任を負うこととなる以上、その前提として、当該行為が実質的には役員会の判断で行われることを予定していると解される。」(判決一八頁)

一、「本件条項は、総長の選任に関し、統理による総長の指名という行為が必要であることを定めつつ、統理による当該指名について責任を負う役員会が総長を実質的に決定することを予定しており、その決定のための手続として、会議体である役員会の議決を予定している(すなわち、役員会の議決に基づいて統理が指名することが総長選任の効力発生要件となる旨を定めている)と解するの

が相当である。」(判決一九頁)  
一、「本件条項は、総長の選任に関し、役員会が議決により次期総長を決定し、それに基づいて統理が当該次期総長を指名することが必要である旨を定めていると解するのが相当であり、これに反する原告の主張は採用することができない。」(判決二二頁)

本判決は、単に代表役員総長の選任にあたり役員会の議決が必要であるから芦原理事は総長の地位にないと判断するのみならず、総長を実質的に決定するのは役員会であり、統理の指名といふ行為も実質的には役員会の判断で行はれることを予定してゐると述べてをります。言ひ換へると、統理による指名といふ行為は、統理自身の判断によつて行はれるべきものではなく、役員会の判断に基づいて行はれる形式的行為に過ぎないことになり、この点が本判決の最大の意義であると言へます。

当該判示を前提とすれば、役員会が田中理事を総長に選任すると判断(議決)してゐる以上、実質的に総長は田中理事に決定されてをり、そのやうな役員会の判断に基づいて鷹司統理が田中理事を指名すべきであるにもかかはらず、かかる指名が為されておない状態にあることとなりません。  
本判決により、芦原理事によつて然るべき正当な手続を経ずに行はれた代表役員変更登記申請に端を發した、総長選任をめぐる一連の混乱状況も収束に向かふものと考へられます。

尚、東京地方裁判所判決の詳細については、添付の判決書を御確認下さい。  
以上